

第3次潮来市障害者計画

潮来市第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画

障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる
共生社会の実現を目指して



令和3年3月
潮来市



計画の趣旨

市は、平成30年に令和5年度末までの6か年を目標とした「第3次潮来市障害者計画」と、令和2年度末までの3か年を目標とした「潮来市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、地域福祉の共通課題とも合わせて障がい者施策の推進に努めてきました。

このたび、障がい者施策の基本的事項や理念、施策・事業の取り組みを示す「第3次潮来市障害者計画」の中間年の見直しを行うとともに、新たに「第6期潮来市障害福祉計画・第2期潮来市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も分け隔てなく、『ともに生きる社会づくり』に向けた取り組みを推進していきます。

基本方針

「第3次潮来市障害者計画」並びに「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」では、『ともに生きる社会づくり』を基本理念として定め、障がいのある人もない人も、ともに尊重して生きる共生社会の実現を図ります。

基本理念

～ ともに生きる社会づくり ～

障がいのある人もない人も、
ともに尊重して生きる共生社会の実現を目指して



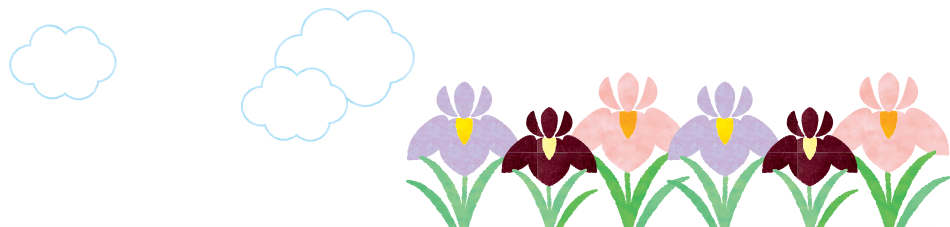


計画期間

「第3次潮来市障害者計画」は、平成30(2018)年度～令和5(2023)年度までの6か年計画です。今回は6か年の中間の見直しとなります。

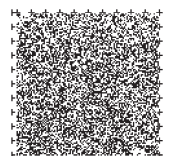
「第6期潮来市障害福祉計画」は、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度までの3か年計画です。

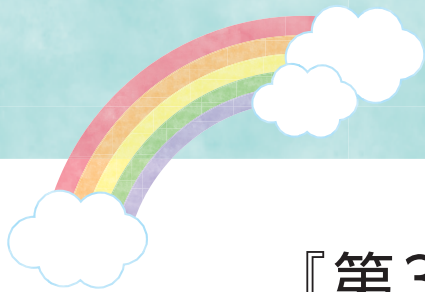
「第2期潮来市障害児福祉計画」は、令和3(2021)年度～令和5(2023)年度までの3か年計画です。



アンケートやヒアリング調査の意見

- 障がいのある人に優しい街になってほしいと思います。
- その人によって必要な手助けや補助が違うので、個人に細かいサポートをしていただきたいです。
- 障がいのある方等の相談を総合的に行う「基幹相談支援センター」の設置が必要と思います。
- 相談支援事業所が少なく、必要なサービスにつながっていないケースがあると思います。





『第3次潮来市障害者計画』の内容

基本目標 ① お互いを尊重する社会づくり

障がいのある人もない人もお互いを尊重し、ともに生きる社会を推進します。

そのため、障がいに対する正しい理解の促進に努めるとともに、地域と連携した福祉活動や福祉教育の推進、コミュニケーションの充実に努めます。

① 障がいに対する理解の促進

- (1) 差別の解消・啓発活動の推進
- (2) 地域福祉活動の推進

② 情報提供・コミュニケーションの充実

- (1) 手話言語、情報提供の推進
- (2) 制度・サービス内容の周知

基本目標 ② 自分らしく生きる社会づくり

障がいのある人が必要な福祉サービスを利用し、自分らしく生きる社会を推進します。

そのため、福祉サービス利用等に関する相談支援の充実とともに、必要な人に必要なサービスが確実に提供される体制の整備に努めます。

① 相談支援体制の強化

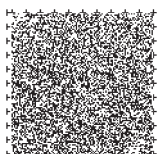
- (1) 多様な相談に応じる体制の整備
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 虐待の防止

② 生活支援の充実

- (1) 在宅サービスの充実
- (2) 日中活動の場の充実
- (3) 住まいの確保
- (4) 経済的な支援

③ 保健・医療体制の充実

- (1) 保健事業の充実
- (2) 医療との連携





基本目標 ③ 自分らしさを広げる社会づくり

障がいの状態に応じて自分の能力を発揮し、自分の可能性を広げられる社会を推進します。

そのため、障がいのある人の雇用・就労支援とともに、保育・療育、教育環境の充実、社会参加の促進に努めます。

① 就労機会の充実

- (1) 雇用・就労機会の促進
- (2) 工賃向上の推進

② 保育・療育、教育環境の充実

- (1) 障がいのある児童の保育・療育
- (2) 学校教育の充実

③ 社会参加の促進

- (1) 社会参加・交流機会の拡大
- (2) スポーツ・文化活動の充実

基本目標 ④ 安心・安全に暮らせる社会づくり

だれもが生命を脅かされずに安全で安心して暮らせる社会を推進します。

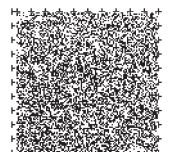
そのため、生活環境の整備とともに、災害に備えた防災対策の充実、交通安全・防犯対策の充実に努めます。

① 障がいに対する理解の促進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 行政サービスにおける配慮

② 情報提供・コミュニケーションの充実

- (1) 防災対策の充実
- (2) 交通安全・防犯対策の充実





『潮来市第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画』の内容

国の基本的な指針等に基づき、市の計画の基本方針と成果目標を定めて取り組みを推進します。

基本方針

障がい者等の自己決定の尊重と
意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、相談支援や障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

地域生活への移行、地域生活の
継続の支援、就労支援等の課題に
対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくり、多様なサービスの提供など地域の社会資源を活用してサービス提供体制の整備を進めます。

地域共生社会の実現に向けた
取り組み

住民主体の地域づくりや柔軟なサービスの確保に努め、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

障がい児の健やかな育成のための
発達支援

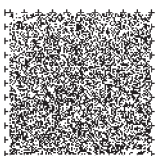
相談支援体制や発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

障がい福祉人材の確保

専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進とともに、障がい福祉の現場が働きがいのある職場であることの積極的な周知・広報等に努めます。

障がい者の生きがいや
社会参加を支える取り組み

障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援に努めます。





成果目標（令和5年度末）

(1) 施設入所者の地域生活への移行

- 施設入所者のうち、今後、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、地域生活に移行する者の目標値を設定します。

- ・地域生活移行数3人
- ・地域生活移行率6.7%
- ・施設入所者数44人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、入院中の精神障がい者に関する目標値を定めるものです。

- ・目標値は県において算出
- ・市は「潮来市地域自立支援協議会」等を活用して協議の場を確保

(3) 地域生活支援拠点等の整備

- 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の支援体制づくりなど、市内の障害福祉サービス事業者と調整のうえ、地域生活支援拠点等の体制を確保します。

- ・地域生活支援拠点等を整備
- ・運用状況の検証・検討実施回数1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労支援事業者の参入を促していきます。
- 福祉施設等における公的機関からの受注機会の増大に努めます。
- 事業所での実習体験、就労後の定着支援など、市内の就労支援と就労定着の充実に努めます。

- ・年間一般就労移行者数3人
- ・一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数2人
- ・就労定着率8割以上の事業所数2か所

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの整備・充実に努めます。
- 保育所等訪問支援の提供体制の整備に努めます。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられる児童発達支援事業所の確保に努めます。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図ります。

- ・児童発達支援センターの設置（広域で検討）
- ・保育所等訪問支援の体制の構築
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場やコーディネーターの配置（広域で検討）

(6) 相談支援体制の充実・強化等

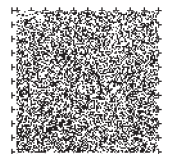
- 「基幹相談支援センター」を設置し、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言のほか、総合的・専門的な相談支援の実施を進めます。

- ・専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 県等が実施する研修への参加や虐待防止・権利擁護研修など通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。
- 障害福祉サービス提供事業所への情報提供を進めます。

- ・障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築



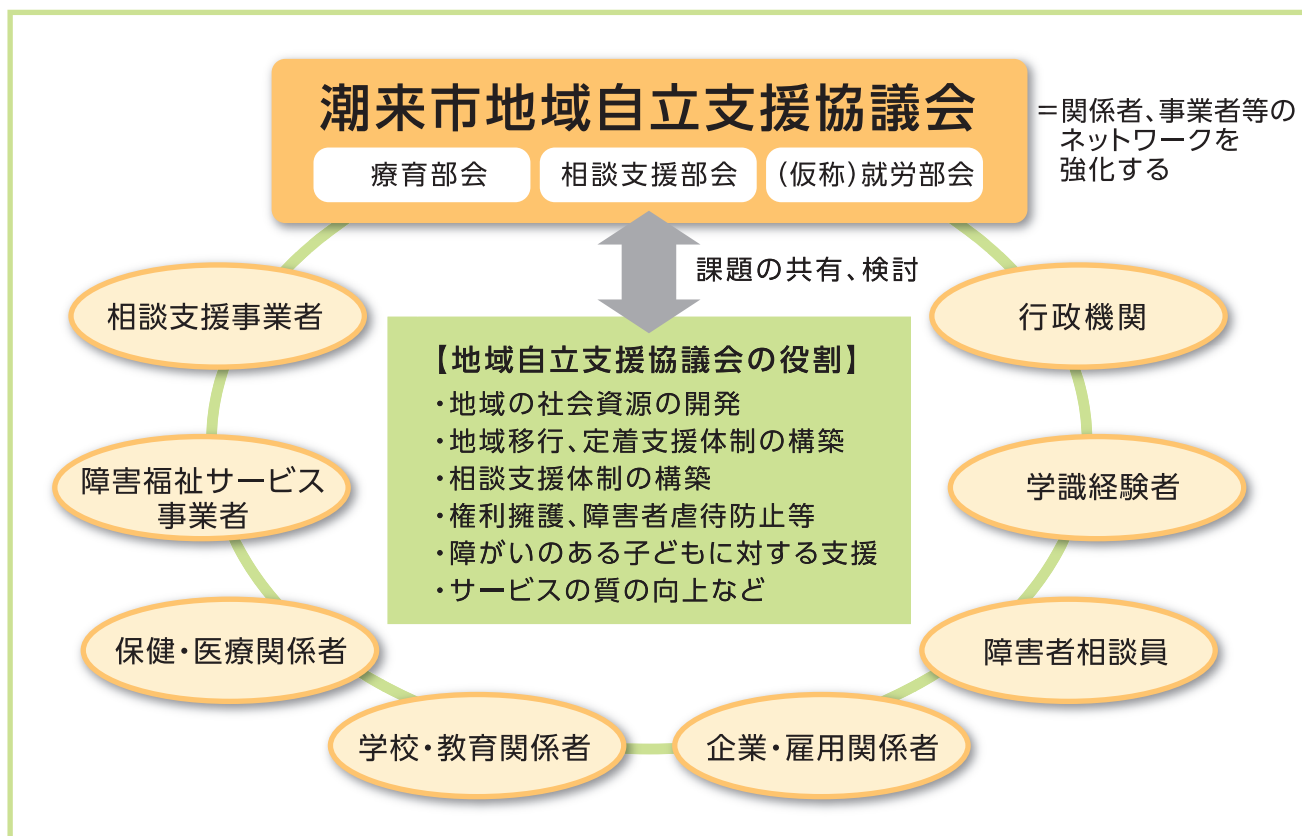


計画の推進

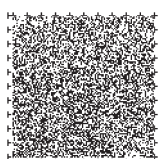
市は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者等からなる「潮来市地域自立支援協議会」を設置しています。

「潮来市地域自立支援協議会」を地域の障害福祉サービス全体の調整・連携の核としながら、市の実情に応じた障害福祉サービス提供体制整備の方向性を検討するため、専門部の活動を充実するなどして、定期的に情報共有の場、協議の場を設定して関係者、事業者等のネットワークを強化していきます。

■地域自立支援協議会の役割



各施策、障害福祉サービス等の年度ごとの進捗状況を把握し、地域自立支援協議会への報告並びに対応策を検討していきます。



第3次潮来市障害者計画

潮来市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画【概要版】

発行日／令和3年3月

発行・編集／潮来市 市民福祉部 社会福祉課

茨城県潮来市辻626 電話0299(63)1111(代表)